

1. 応募者の概要

(1) 応募団体の名称



新潟県 佐渡市

(2) 応募団体代表者氏名

佐渡市長 渡辺 竜五

(3) 応募団体主担当部署

佐渡市 社会福祉部 子ども若者課

(4) 応募団体担当部署

社会福祉部子ども若者課子ども若者相談センター

2. 応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

(1) 佐渡市の状況と政策目的

たからじま

こどもが元気な佐渡が島 ～人と人、心と心がつながる島～

【佐渡市こども計画 基本理念】

佐渡市では、「第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:令和2年度～令和6年度)において、「配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり」を基本目標の一つに掲げ、後述のこども家庭庁実証参画を含む各種施策を進めてきた。現在は「佐渡市こども計画」(令和7年度～令和11年度)に引継ぎ、引き続き各種施策の実施に努めている。

施策の実施にあたっては、佐渡市では「子ども若者相談センター」を中枢に、地域や学校、保育園、幼稚園、医療、保健、福祉等との密接な連携を図り、実際に相談や通告のあったこどもを支援・保護する体制・仕組みを整備している。その中で、以下に列挙するような現状・課題を認識している。

■現状と課題

- 高い高齢化率(42.5%)の中で出生数が減少する一方、子ども若者相談センターへの相談件数は年々増加している。
- 令和4年度の虐待養護相談の内訳は「心理的虐待」が47%を占め、従来の相談・通告を前提とした方法のみでは、早期の支援がより困難になっている。
- 離島という物理的に閉鎖された地理的特性により、ライフイベントによる人口移動が比較的少ないと考えられ、困難の連鎖(世代間・ステップファミリー等の断続的または間欠的な相談)が表層化している。
- 令和4年度相談管理ケースにおける連鎖の発生率が50%超であるが、早期に終結するケースほど連鎖の発生率が低い傾向にあることが示唆された。将来の予防的支援に向けて、できるだけ早期に信頼できる第三者との関わり創出が必要である。
- 令和4年度相談管理ケースにおける初回相談年齢は-1歳(出生前)が最多で、こうしたケースではこどもが成長するまで長期間支援を必要とするケースも多く、関係機関の切れ目ない連携と情報共有の仕組みづくりが必要である。
- 昨今では移住者が増え(約600人/年)、生活環境の変化を契機とした相談が増加傾向であり、既存のコミュニティを持たない市民が第三者に相談しやすいような地域連携の見守り体制の構築が重要である。

以上のことから、困難の早期発見・早期支援が重要であり、多様な関係機関が分散管理する、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関するデータを、データガバナンス体制を構築したうえで個人情報等の適正な取扱いを確保しながら分野を超えて連携させること、それを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、関係機関とのさらなる連携による効果的なアプローチを検討する仕組みの構築を目指している。

なお、令和5年度から令和6年度にかけて、次のような将来的な目指す姿を意識しながら、こども家庭庁によるこどもデータ連携実証事業に参加して取組を実施してきている。

2. 応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

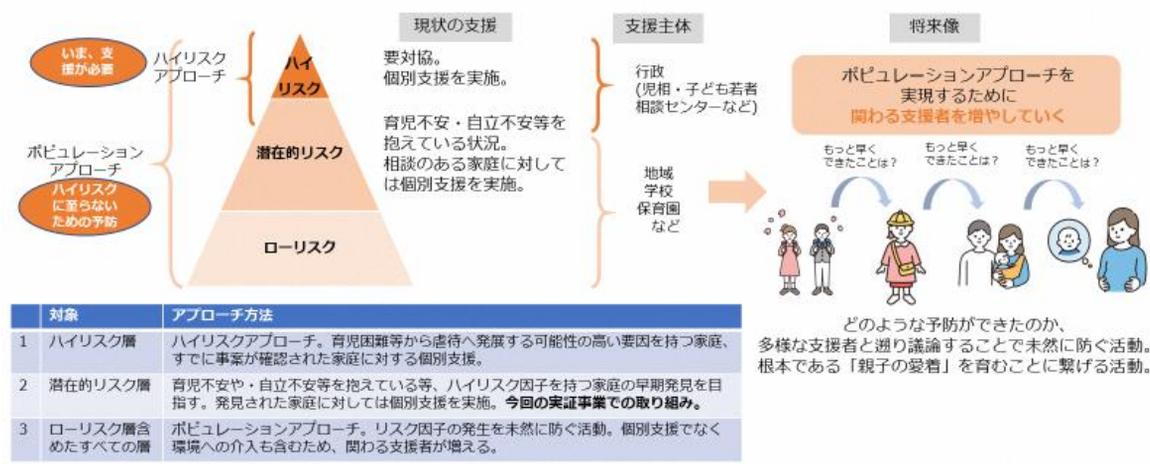
(2) 将来的な目指す姿・展望

先に記した課題等を真に解消し望ましい支援を実現するためには、現状の相談受付をトリガーとした支援の実施に留まらず、下図のように

① **ハイリスクアプローチの高度化**による、より適切な支援の実施

② **地域・コミュニティを巻き込んだポピュレーションアプローチ**による、困難発生の抑止へという形へ支援のあり方を将来的に発展させることを目指す。

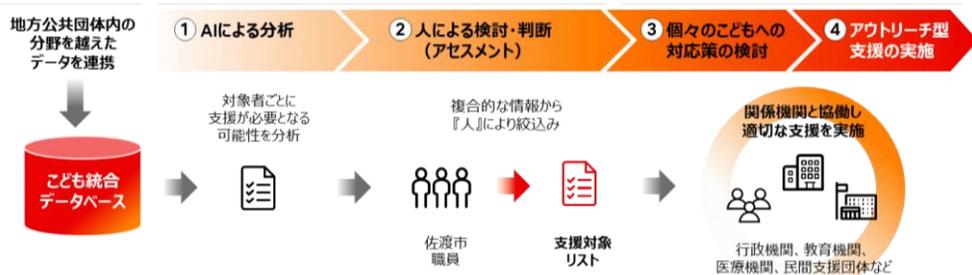
この点を踏まえ、令和6年度までに、①の高度化施策としては「データ連携によって早期発見された潜在的リスク層のこどもたちの個別事例を積み重ねる」ことを、②の巻き込み施策としては「実証の取組を市内関係者に説明・共有すること」及び「リスク分析結果等を支援関係者のひとつである学校と試行的に共有し支援について模索すること」を実施してきている。



【将来的な目指す姿】

(3) 令和5年度の実施事項

令和5年度事業では、家庭・生活・医療・福祉等のデータを連携した「こども統合データベース」を構築し、リスク分析を行った。分析の結果、虐待では5,997名中542名がリスクポイント高と算出された。リスクポイントが高いこどものうち、虐待に絞って人による絞り込みを実施した結果、91名が新規での調査が必要と判断され、一部に対して状況の追加調査・支援を実施した。



【こども統合データベースを活用した分析から支援への流れ】

またアウトリーチに向けた取組みとして、市内でこどもの育ちに関わるのべ70名に参加いただいたワークショップを実施したほか、学校長・保育園長・民間団体代表等向けにワークショップ及び**実証事業の報告会**を実施した。多くの関係者に参加いただき、**今後の市内関係者の巻き込み・体制づくりの土壌**ができた。

2. 応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

(4) 令和6年度の実施事項

令和6年度は、前年度までの経緯を踏まえ、**個別アプローチ**と独自の**複数アプローチ**という2軸での取組を行った。

前者の**個別アプローチ**とは、先の図で言うハイリスクアプローチの高度化、すなわち**ハイリスクへのアウトリーチ支援をよりの確に実現するための施策**にあたる。令和6年度においては具体的には、主要な支援の担い手である学校に注目し、市内の**小学校・中学校について1つずつモデル校として協力いただき、分析結果を踏まえた連携**を試みた。システムによる2回の分析の実施と3回のモニタリング(個別支援会議)を経て、適切な情報の共有の仕方を模索しつつ、新たに19名の見守りを開始、またノーマークであった1世帯の一時保護等の実施につなげている。そのほか、業務負荷(時間、工数、心理的負荷)の軽減や福祉部局、教育委員会、学校との連携強化等の副次的効果(P.16後半参照)を得ている。

対して後者の**複数アプローチ**とは、先の図で言う地域・コミュニティを巻き込んだポピュレーションアプローチにつなげていくためのものとなる。具体的には、モデル校での学校保健委員会において地域の大人・子どもに関する統計データを共有し、委員会のメンバー(校長・養護教諭・学校医・学校歯科医・PTA・保健師・栄養士等)による議論・小学生/中学生自身によるグループワークを行い、地域の健康や子どもたちの心の健康について考える機会を設けた。

(5) 令和7年度以降に実施する施策の方向性

令和6年度までに実施した事項から、佐渡市では**本事業のアウトリーチ支援への有用性を現場レベルで実感できた**と言える。一方で、**支援会議の場におけるリスクの共有の際に、なぜシステムがハイリスクと分析したか説明することに難があり、業務上の課題**となっている。これを解消するためには、**分析から支援検討の事例を一層積み上げ、分析から支援へのプロセスと、着目するデータ項目の関係をより明らかにすることが必要**と考える。

上記事情及び支援側の人的リソースによる制約、児童生徒数等を勘案し、令和7年度においては、次の2点について取り組む。

- **個別アプローチにおけるモデル校の拡大**
(令和6年度：小・中学校1校ずつ → **令和7年度：小・中学校3校ずつ**)
- モデル校のある地区を増やしての**新たな地区間比較分析の実施**と、**地区事情に沿った複数アプローチ施策の検討**

後者の**地区間比較**については、令和6年度のモデル校が市内10地区(2004年に合併する前の旧市町村域)のうちの同じ地区にあったことから1地区しか連携できていなかったが、今回モデル校計6校を計**4地区から参加いただくこと**で、**新たに比較ができるようになる**ものである。また上記取組の中においては、特に次の2点の実現を図る。

- 学校間のリスク認識の均一化(モデル校の中に、「現在は要対協で登録されている児童生徒がゼロであるが、システム上の高リスク判定者が若干名みられる」といった例があり、そのような場合における、より適切なリスク認識のあり方を模索するもの)
- 学校長や子ども若者相談センター職員の異動があっても事業継続できる体制づくり

これらを通じ、**データ連携における分析、支援の取組を先鋭化し、全国に対してより有用な情報を提供することを目指す。**

3. 実施体制、役割等がわかる全体像（図）

実施体制・役割等は以下の通り。昨年度末からの変更点として、活用主体としてモデル校を拡充する。

なお、情報共有範囲として、「活用主体」をすべて列挙すると下表の通りであるが、ケースにより協働すべき機関が異なることや、本年度の実証事業においては支援に繋げる活用はモデル校限定としたため、すべての活用主体へ情報共有を実施しているわけではないことを補足する。

分類	組織名			主な役割	
総括管理主体	佐渡市	社会福祉部	子ども若者課	事業全体の管理等。	
保有・管理主体	佐渡市	社会福祉部	子ども若者課 (子ども若者相談センター・保育園等含む)	必要なデータの特定・抽出・提供、データの取得・提供方法の整理等。	
			社会福祉課		
			高齢福祉課		
		市民生活部			
	市民課 健康医療対策課				
佐渡市教育委員会（小・中学校含） ※データとしてはすべての小中学校のものを利用する					
分析主体	佐渡市	社会福祉部	子ども若者課 子ども若者相談センター	データ分析、支援要否のアセスメント等。	
活用主体	佐渡市	社会福祉部	子ども若者課 (子ども若者相談センター等)	総括管理主体より提供を受けた情報を一助として、対象者への更なるアセスメント及びアウトリーチ型支援を実施。 ※活用主体は、原則として分析主体が分析に用いたデータを参照しない。（法規により別途情報の共有が認められている場合は除く。）	
			社会福祉課		
		市民生活部	健康医療対策課		
	佐渡市教育委員会（小・中学校含） ※モデル校として小学校、中学校各3校連携を図る。				
	新潟県中央福祉相談センター佐渡駐在所 佐渡市要保護児童対策地域協議会 その他市内の民間部門の支援関係者				
その他（佐渡市）	佐渡市	総務部	総務課 (総務係（法規担当）、デジタル政策室)	法規、システム等に関する総括管理主体の支援等。	
参画事業者	富士通Japan株式会社			システム開発及び運用等。	

なお、本事業から得た成果等を踏まえ、次年度以降に教育委員会部局と連携の上でこども家庭センターを設ける際における、情報共有のあり方検討のインプットとする。

4. 利用するデータ項目

(1) 基本方針

令和6年度の実証事業で使用したデータ項目は継続して利用する。

(2) 基本連携データ項目の利用

基本連携データ項目との対比は以下の通りになる。令和6年度に連携した項目はほぼ基本連携データ項目を網羅しているが、妊婦健診結果_受診日だけ未受診者の対象者がいないためデータの連携を行っていない。

【凡例】 ○：あり、×：不足

No.	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目	R6年度事業の連携状況	補足
1	要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録歴がある	要对協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○	
2	一時保護された履歴がある	一時保護児童票_（こども氏名）	○	
3	3～4 か月児健診を受けた履歴がない	3～4 か月児健診結果_健診受診日	○	
	1歳6か月児健診を受けた履歴がない	1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日	○	
	3歳児健診を受けた履歴がない	3歳児健診結果_3歳児健診受診日	○	
4	3～4 か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケートにおいて「感情的に叩いた」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	○	
		1歳6か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	○	
		3歳児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	○	
5	3～4 か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	○	
		1歳6か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	○	
		3歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	○	
6	3～4 か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	○	
		1歳6か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	○	
		3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	○	
7	3～4 か月児／1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	○	
		1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	○	

4. 利用するデータ項目

【凡例】 ○：あり、×：不足

No.	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目	R6年度事業の連携状況	補足
8	3～4 か月児／1 歳 6 か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	○	
		1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	○	
9	1 歳 6 か月児／3 歳児健診において、低体重であった	1 歳 6 か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）	○	
		3 歳児健診結果_パーセンタイル値（体重）	○	
	学校定期健診において、低体重であった	健康診断一般_体重	○	令和6年度分より連携。データ件数が少ないため、現時点でシステム分析には使用していない。
10	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	○	
11	障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	○	
12	小・中学校の欠席日数が多い	出欠の記録_欠席日数	○	令和6年度分より出欠の記録を連携しているが、データ件数が少ないため、不登校歴の記録を使用。
13	小・中学校の遅刻が多い	遅刻日数	○	令和6年度分より連携。データ件数が少ないため、現時点でシステム分析には使用していない。
14	こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	○	
15	母子健康手帳交付時点での妊娠の週数が12週以降である場合	届出時妊娠週数	○	

4. 利用するデータ項目

【凡例】 ○：あり、×：不足

No.	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目	R6年度事業の連携状況	補足
16	当該こどもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	妊婦健診結果_受診日	×	妊婦健診を受診していない対象がないため連携しない
17	当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	産婦健診結果_ EPDS 評価点数	○	産婦健診では実施しておらず、産婦訪問の情報を連携している
18	当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	決定個人情報_開始年月日	○	
19	当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	支給情報_支給区分	○	支給区分は連携していないが、支給対象一覧を連携している

4. 利用するデータ項目

(3) 基本連携データ項目以外で利用するデータ項目

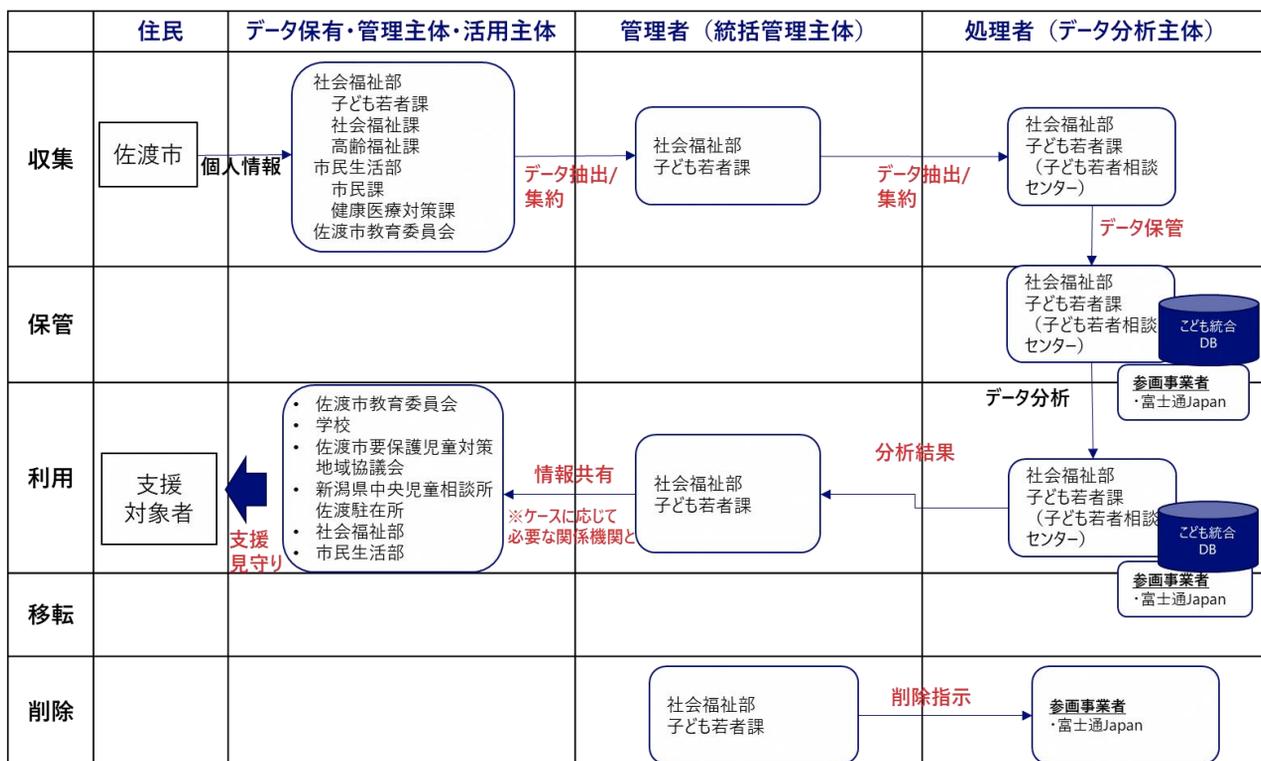
令和6年度に利用したデータ項目のうち、基本連携データ項目以外に利用するデータ項目は以下の通りになる。

No.	データ項目	備考
1	住基台帳情報	
2	身体障害者手帳情報	
3	療育手帳情報	
4	養育医療申請情報	
5	幼児療育支援教室	
6	障がい児通所支援	
7	特別児童扶養手当受給状況	
8	ひとり親医療費助成受給状況	
9	障がい者医療費助成受給状況	
10	自立支援医療制度	
11	母子健康手帳交付	
12	出生時届出情報	母親にしかない情報にこどもを紐づけるために使用
13	周産期連絡会情報	
14	予防接種の接種実績	
15	1歳6か月児健診結果_むし歯情報	
16	3歳児健診結果_むし歯情報	
17	母親の喫煙（妊産婦健診時アンケート等）	
18	乳児一般健診情報	
19	産婦一般健診情報	
20	学齢簿情報	校務支援システム系の名寄せで使用
21	児童生徒名簿	校務支援システム系の名寄せで使用
22	介護保険認定情報	
23	園の入所情報	

5. 個人情報の適正な取扱いに関する対応方針

(1) 関係部署及び連携フロー

本実証において、データ連携する関係部署と役割はP.5「3. 実施体制、役割等がわかる全体像（図）」の通り。その上で、個人データ処理の業務フローとしては以下ようになる。



本件実証事業において、各保有・管理主体からは個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号の「相当の理由」に基づく臨時的な目的外利用に基づくデータの提供するものと整理し、総括管理主体でデータを取得した。

前記データ収集時のほか、データ活用時（データ分析、支援策検討）においても同じとしている。なお、データ活用時（支援策実施）、すなわち実際の見守り時（教員から児童へのアプローチ、教員から保護者へのアプローチ）においては、新たなデータ提供は行わないものとする。

(2) 個人情報等の取扱いにおける留意点

こどもデータ連携ガイドラインを参考に、以下の措置を行う。

1. 個人情報ファイル簿の作成
本実証で取り扱う個人情報に対しては個人情報ファイル簿を作成し、HPに公開する。昨年度までにおいても同様に実施している。
2. 個人情報の取扱いの委託等
業務委託による個人情報を含む連携データの庁外持ち出しは行わないことを徹底し、参画事業者は契約に基づき庁内環境からデータハンドリング・データ分析を支援する。

5. 個人情報の適正な取扱いに関する対応方針

(2) 個人情報等の取扱いにおける留意点（続き）

3. 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

① 組織的安全管理措置

副市長である最高情報セキュリティ責任者（CISO）を長とした体制が構築しており、組織的にインシデント対応の体制が構築され、インシデント発生時には最高情報セキュリティ責任者（CISO）に報告する運用としている。

② 人的安全管理措置

職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修を実施している。また、参画事業者において情報管理、情報セキュリティに関する教育を実施する。

③ 物理的安全管理措置

こども統合データベースを搭載したサーバについて、管理区域下に配置し入退室を許可された者のみに制限する入退室管理を行う。

④ 技術的安全管理措置

アクセスコントロールとして、こども統合データベースへアクセスできる者を、困難を抱えるこども・家庭の支援業務に従事する職員に限定する。当該職員がシステムを利用する際の認証を、生体認証を含む多要素認証で行う。

4. 開示、訂正、利用停止請求への対応

既存の個人情報保護規定に基づき、本人からの請求の場合適法に開示等の対応を、本人以外の第三者からの請求に対しても適法に不開示等の対応を行う。また、転出等によって佐渡市の住民でなくなった場合等に分析対象外となるケースについては、データを参照できないように対応する。

5. 自己点検・監査

佐渡市で用意する自己点検チェックリストに基づき、本実証の個人情報の取り扱いについて見直しを実施する。なお、全庁的に内部不正対策として全職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修を実施している。

(3) プライバシーの保護への対応に関する主な体制、取組

プライバシーガバナンスについては、個人情報保護体制と合わせて体制を整備している。またプライバシーに対する取組について、個人情報保護法上で求められる対応に加え、以下の取組を実施する。

・ 不正アクセス対策

総括管理主体による取扱遵守状況の確認し、ログ等も踏まえた監督・改善指示。実証システムの利用ユーザーをごく限定的な職員のみとしたユーザー制御の実施。

・ 内部不正対策

全職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修の実施。

・ 本人影響リスク対策

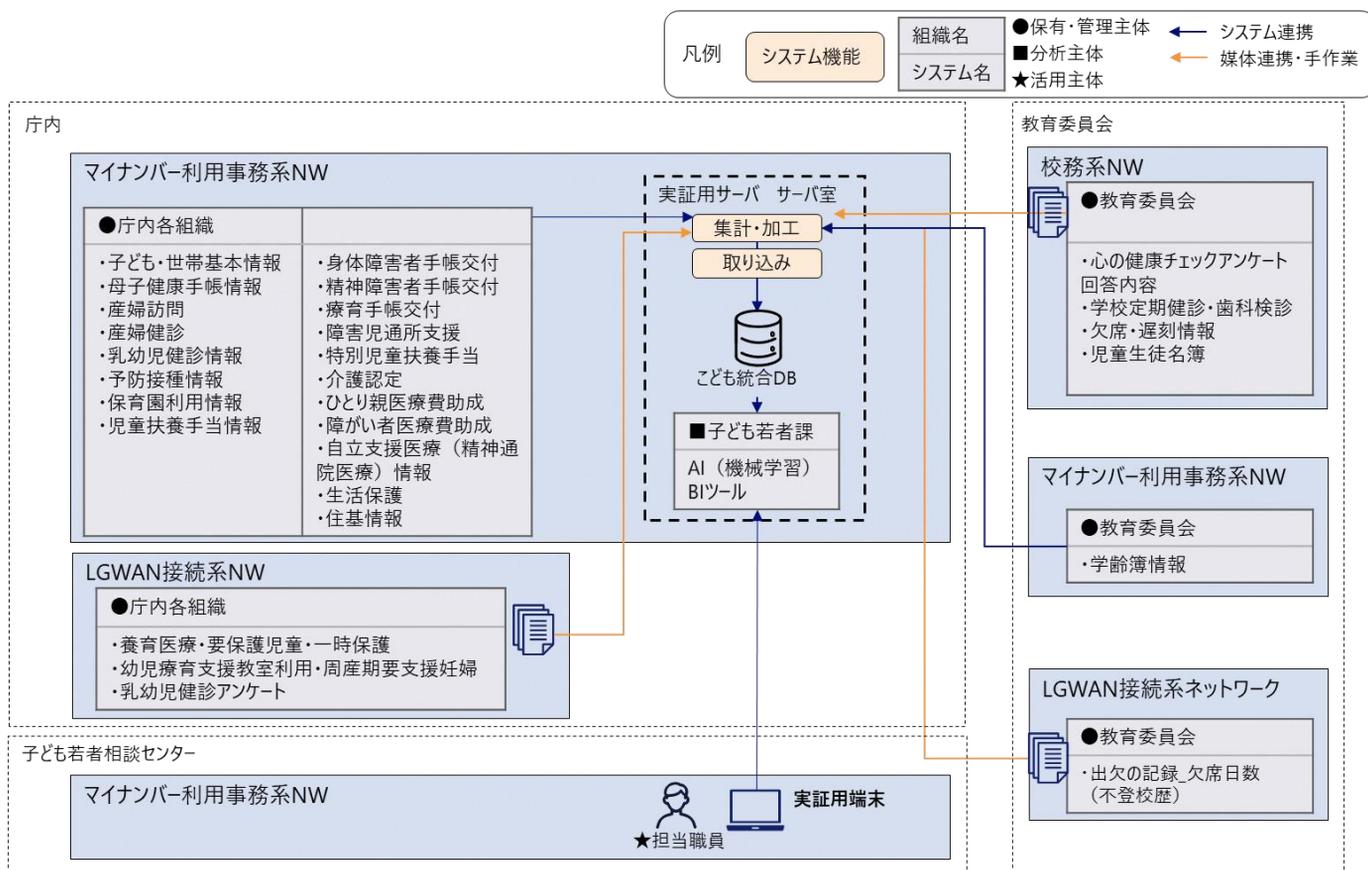
リスク分析結果をうのみにせず、人によるアセスメントを十分に実施した上での支援要否判断の実施。

6. 実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み

(1) こどもデータ連携の仕組みについて

システム構成は、令和6年度実証事業のシステム構成を継続して利用する。
令和7年度は令和6年度の実証で課題となった次の対応を行い、令和8年度からの自庁運用の準備を行う。

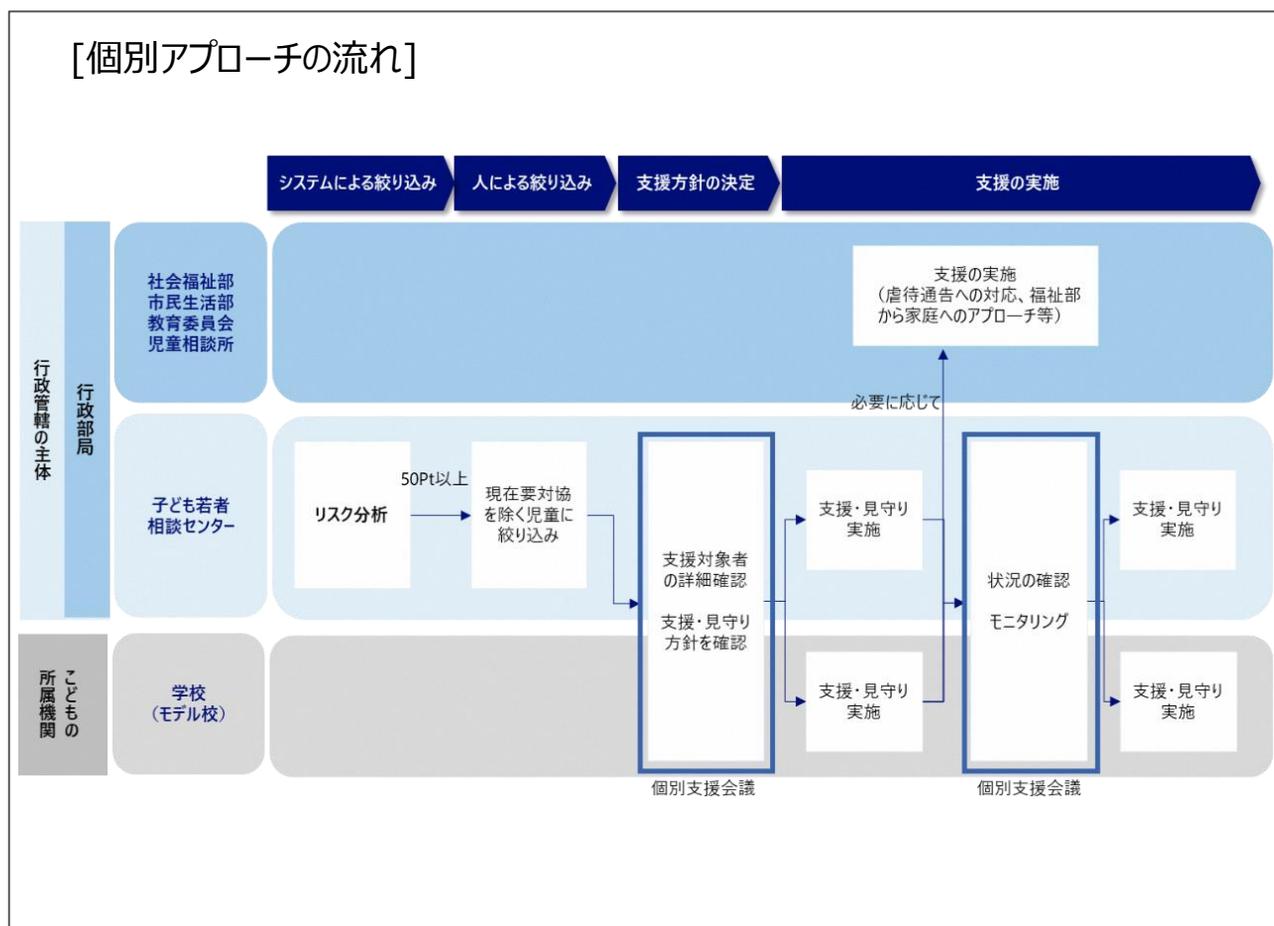
- ・校務支援システムからの連携データについて名寄せの精度向上を行う
- ・今年度基幹システムが標準化を行うため、変更が必要なデータ連携フォーマットについては見直し及びフォーマットの見直しに伴う各機能の対応を行う
- ・今年度心の健康チェックアンケートのシステム変更を行うため、データ連携フォーマットの見直し及びフォーマットの見直しに伴う各機能の対応を行う
- ・リスクポイントの高いこどもは、きょうだい児もリスクポイントが高い可能性があるため、家庭単位で支援内容を検討できるようにきょうだい児の状況が一覧で把握できる機能を追加する



7. 人の目による確認や支援方策の検討の在り方（業務フローや会議体等）

人による絞り込みを行った結果をもとにこどもの支援方針を検討する会議体及び業務フローを、こども一人ひとりに着目する個別アプローチと、地域・学校単位での傾向に着目する複数アプローチの観点から検討する。

（1）個別アプローチ



構成する会議体

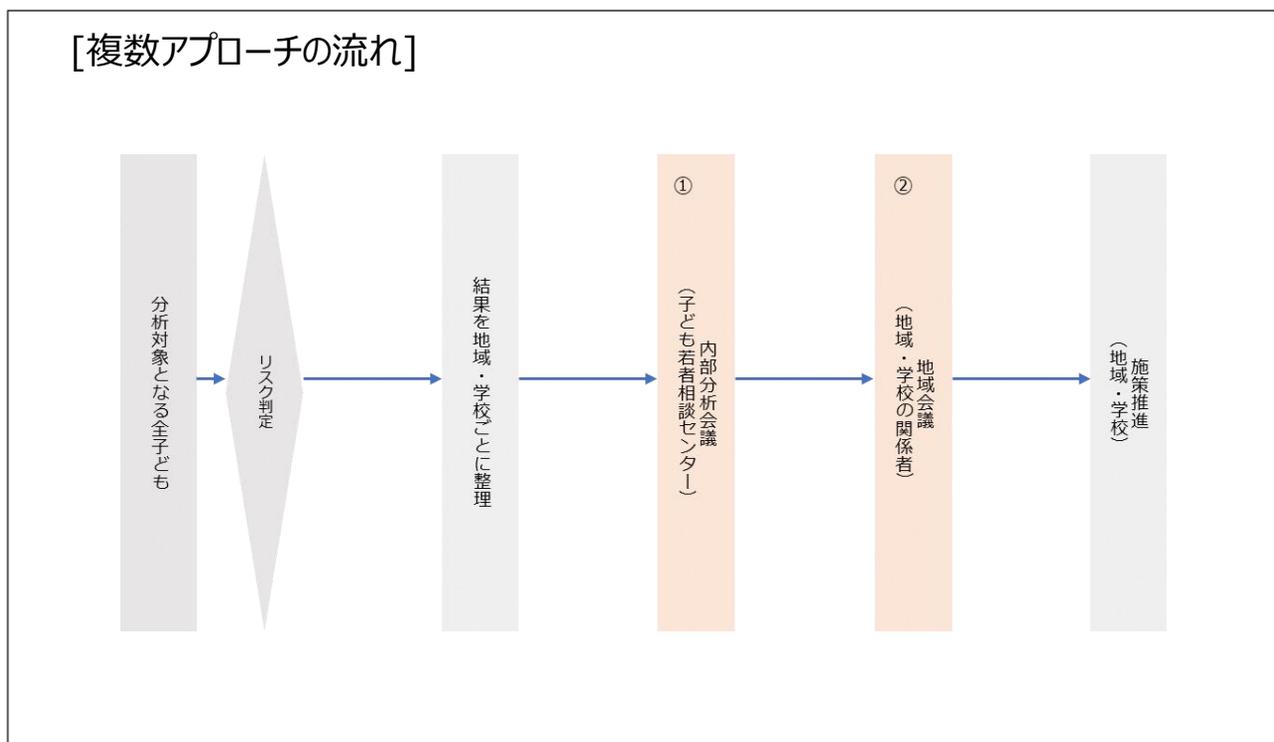
・ 個別支援会議

虐待のリスクポイントが50ポイント以上のこどもの内、モデル校に在籍かつ現在要対協に登録していないこどもを対象に、モデル校と詳細情報の確認及び意見交換を行い、支援・見守り方針を確認する。

さらに、数か月後に支援・見守りの状況を確認し、支援・見守り方針を再確認する。

7. 人の目による確認や支援方策の検討の在り方（業務フローや会議体等）

（2） 複数アプローチ



構成する会議体

① 内部分析会議

こども一人ひとりの状況を分析する個別アプローチとは異なり、地域・学校ごとの特徴に焦点を当てる。

市内全体の傾向と比較し、地域・学校ごとにリスクの高さの傾向を分析する。

② 地域会議

地域・学校の関係者を参集し、内部分析会議の結果をもとに、地域・学校の現状と、その原因を分析する。

地域・学校単位で実施する具体的な施策を決定し、推進につなげる。

8. 想定される具体的な支援・見守りの手法やそれを担う関係機関等の名称

こども一人ひとりに着目する個別アプローチと、地域・学校単位での傾向に着目する複数アプローチとの観点で記載する。なお、下記の支援・見守りの手法は例示であり、また手法それぞれ単独で実施するというよりも、こども・家庭の状況に応じて組み合わせて実施することを想定している。

(1) 個別アプローチ

支援・見守りの手法	担う関係機関等
<ul style="list-style-type: none">就学児について、所属の学校に結果を連携し、所属を中心に見守り等を実施する。必要に応じ、教育相談、児童クラブ利用促進、スクールカウンセラー活用を図る。	<ul style="list-style-type: none">市内の小・中学校
<ul style="list-style-type: none">各種経済的支援策の利用を提案、支援する。	<ul style="list-style-type: none">健康医療対策課社会福祉課子ども若者課子ども若者相談センター

(2) 複数アプローチ

支援・見守りの手法（もしくは改善施策）	担う関係機関等
<ul style="list-style-type: none">市全体の水準との比較などから、当該学校等に高リスクが集中する原因等を分析し、施策を検討する。	<ul style="list-style-type: none">対象の小・中学校子ども若者相談センター
<ul style="list-style-type: none">他の地域との比較などから、当該地域に高リスクが集中する原因等を分析し、施策を検討する。	<ul style="list-style-type: none">地域の関係者（児童民生委員、健康推進員、保健師、栄養士、市内の一般社団法人等）学校関係者子ども若者相談センター

9. 事業効果の評価・分析方針

直接的な「アウトプット目標」と「副次的効果」の2つの観点から計測、評価分析を行うものとする。

直接的な「アウトプット目標」としては、下記の測定指標を計測する。

#	アウトプット目標	測定指標
1	見守り・支援へ接続・実施したこどもの割合・件数	a)システム分析により支援優先度が高いと判断されたこどもの数
		b)人による絞り込みを経て、個別支援会議を実施した人数
		c)個別支援会議開催回数
		d)新たに見守りを開始したこどもの人数
		e)新たに発見して、具体的な支援に繋がったこどもや家庭の人数
2	データ連携やアウトリーチ支援で推進するための関係者説明	庁内外の関係者に対する説明会・報告会実施回数
3	ポピュレーションアプローチの実施	ポピュレーションアプローチ施策の実施回数

アウトプット目標のうち、「1 見守り・支援へ接続・実施したこどもの割合・件数」については、一概に目標値を定めることが事業の目的自体に馴染まないものであるから必ずしも目標値を設定することはせず、あくまで指標として計測しながら、前年度までの値等と比較して、より適切な数値範囲を模索するために用いる。それ以外の2つについては、事業開始時に値を決定して事業期間中に実施し、実施したフィードバックから事業後に適切なあり様について検討する。

副次的効果に関しては、前年までの成果から、

- ・ 業務負荷（時間、工数、心理的負荷）の軽減
（例：相談・通告時の初動対応の迅速化、会議時間の短縮）
- ・ 福祉部局、教育委員会、学校との連携強化
- ・ 見守り・支援を行う担当者の意識・行動変化
- ・ 業務遂行、報連相にあたっての利便性向上
- ・ 職員のデータリテラシー向上

について効果があることを確認しているが、このうち「業務負荷の軽減」については計測を行い、事業としての費用対効果の算出や、今後の持続的な体制構築に向けた基礎情報として用いることを検討する。それ以外の項目については、事業の中で記録した方が望ましい指標があるかについて検討するものとする。

11. 実証事業に必要な経費

(1) 御見積費用

13,595,000円 (税抜)

(2) 内訳

No.	区分	項目	小計 (円)
1-1	データの取得に必要な経費	システムへのデータの入力費用	1,689,400
1-2		既存システムのデータ変換・抽出に必要な費用等	1,238,100
2-1	データの連携・共有に必要な経費	本事業に係るシステムの整備・改修役務の費用	1,056,000
2-2		システム・端末等利用料	340,800
3-1	事業効果の評価・分析等に必要な経費	必要なデータの収集・分析費用	2,265,000
3-2		システムの整備・改修役務の費用	1,951,100
3-3		分析ツールの費用等	521,900
4	その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費	報告書作成、旅費等	4,532,700
合計 (税抜)			13,595,000

12. 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

本事業の遂行以前に佐渡市又は参画事業者、第三者が有していた特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産権及びそれらを受ける権利並びに秘密として管理するノウハウ（以下「知的財産権」という。）は、各当事者又は第三者が引き続き保有する。

本事業の遂行中に生じた知的財産権は、その発明又は創作等を行った当事者に帰属する。複数の当事者が共同で発明又は創作を行った場合には、その知的財産権は複数の当事者の共有とし、その持分割合は複数の当事者の協議により定める。

本事業においてデータ連携の検証等のために利用するシステムについては、佐渡市及び参画事業者により整備することになるが、当該システムは佐渡市に納入されるものではなく、佐渡市の指示・管理のもと参画事業者が運用し、本事業のために利用するものとする。

後年度以降のシステムの利用については、佐渡市及び参画事業者で協議するものとする。

本事業に関連し、検証受託事業者が作成しこども家庭庁に対して提出する報告書は、検証受託事業者に帰属することを予定している。